

産業用地開発基本計画策定業務委託プロポーザル実施要領

1 事業の概要

別添「産業用地開発基本計画策定業務委託仕様書」のとおり

2 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 予定価格

62,370,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 20 日（金）まで

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・ 営業種目

大分類：「役務」 中分類：「各種調査業務」または「その他の役務の提供」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・ 滋賀県物品・役務電子調達システム

・ 滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 TEL 077-528-4314

4 実施要領等の交付

(1) 実施要領等の交付場所および問合せ先

滋賀県商工観光労働部産業立地課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

TEL：077-528-3781 メールアドレス：sangyouyouchi@pref.shiga.lg.jp

(2) 実施要領等の交付期間

令和 7 年 4 月 30 日（水）から令和 7 年 5 月 16 日（金）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く、8 時 30 分から 17 時まで。）

(3) 実施要領等の交付方法

滋賀県ホームページに掲載したファイルのダウンロードまたは上記(1)に示す場所において交付する。郵送による交付は行わない。

5 説明会の開催

プロポーザル参加に係る説明会は開催しない。

6 質問および回答の方法等

本プロポーザルに関する質問がある場合には、次のとおり質問を受ける。

(1) 提出方法

質問書（別紙様式）を、次に示す提出先に電子メールで送信すること。

なお、電子メールの送信後は、必ず電話で受信の確認を行うこと。

提出先：滋賀県商工観光労働部産業立地課

メールアドレス：sangyouyouchi@pref.shiga.lg.jp

TEL：077-528-3781

(2) 受付期間

令和7年（2025年）5月12日（月）17時まで

(3) 質問に対する回答

令和7年（2025年）5月13日（火）を目途に質問を取りまとめ、次の県ホームページにて回答を公表する。

（滋賀県 > 県民の方 > しごと・産業・観光 > 工業 > お知らせ・注意）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/>

7 企画提案書等の提出（1社につき、1案とする）

(1) 企画提案書（6部（正本1部、副本5部）様式は問わない）

- ・ 仕様書に基づき、各項目を網羅する内容であること。
- ・ 業務実施に向けた基本的な考え方を可能な限り具体的に記載すること。
- ・ 独自の提案やアピールしたい点等がある場合は、簡潔に分かりやすく記載すること。
- ・ 提案書の正本には提案者の記名、押印を行うこと。副本5部については、提案者名および提案者を推測できる印影等を記載しないこと。

(2) 添付書類

企業等の概要説明書（パンフレット等でも可）

定款または寄付行為

過去3年間（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）の事業報告および決算報告書

受託事業等実績説明書

「社会政策面での取組」関係資料（登録や認証を受けている場合は各1部）

ア「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、

同登録証（滋賀県発行）の写し

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

ウ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であっても法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であっても障害者を雇用している場合には、申立書の写し

カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し

キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し

ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

コ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、(ア)については、審査登録機関の証明書の写しを、(ア)以外については、認証、登録証の写し

(ア) 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証

(イ) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録

(ウ) 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

(エ) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(3) 見積書

A 4 : 2 部（正本 1 部、コピー 1 部）

（作成上の留意事項）

- ・ 見積書には、別添「産業用地開発基本計画策定業務委託仕様書」に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。なお、見積書は、3か所の候補地（高島市、大津市および東近江市）それぞれにかかる費用（それぞれ消費税および地方消費税を含むこと（税額を明示すること。）。）を見積り記載すること。
- ・ 見積書には、事業者名、所在地住所および代表者名があること。

8 提案内容

提案書には次に掲げる事項を必ず記載すること。

- (1) 産業用地開発基本計画策定に係る企画案の概要
- (2) 産業用地開発基本計画策定の具体的な内容について
開発の基本方針、開発候補地の現況把握、土地利用計画案、基本計画および事業化計画の策定にあたって、3か所の候補地における課題とその対応・対策案
- (3) 企業ニーズアンケート調査（高島市）の具体的な内容について
ア アンケート項目
イ 対象企業の選定基準 等
- (4) 基本計画の整理イメージ
- (5) 業務委託期間の事業実施体制（担当者の経歴や実績等含む）スケジュール表
- (6) 類似業務の実績

9 企画提案書等の提出日について

- (1) 提出期限
令和7年（2025年）5月16日（金）17時まで
（時間厳守。郵送は必着とし、遅れは考慮しない。）
- (2) 提出先
滋賀県商工観光労働部産業立地課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-3781
- (3) 提出方法
(2)に示す場所への持参または簡易書留郵便による郵送

10 審査および契約予定者の決定方法

- (1) 滋賀県商工観光労働部産業立地課に設置する審査会にて契約予定者を選考する。
- (2) 審査会において書類審査を行い、次に掲げる項目により、総合点が最も高いものを当該事業の契約予定者とする。なお最低総合点を60点とし、60点未満の参加者は契約予定者とししないものとする。

評価項目	審査項目	評価点
事業意図との合致	事業の趣旨・目的を十分理解した提案内容となっているか。	6
事業実施の方法、提案内容	【産業用地開発基本計画策定の具体的な内容】 ・ 3か所の候補地における事業の実施に係る課題を十分に把握し、対応や対策が合理的であるか。 【企業ニーズアンケート調査】	50

	<ul style="list-style-type: none"> 高島市候補地の位置や周辺環境など地域の特性を把握し考慮して、アンケート項目等に反映できているか。 企業の選定基準は適切で妥当性のあるものか。 	
事業実施の体制	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知見やノウハウ、経験、企業等とのネットワークを有しているか。 スケジュール通り、かつ迅速に業務運営ができる実施体制となっているか。 	18
類似業務の実績	<p>類似業務の受託実績等があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去5年間、複数の受託実績等がある：10点 過去5年間、受託実績等がある：5点 過去5年間の受託実績等なし：0 	10
見積価格の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格の80%未満：10点 予定価格の80%以上85%未満：8点 予定価格の85%以上90%未満：6点 予定価格の90%以上95%未満：4点 予定価格の95%以上：1点 	10
社会政策面での事業者の取組等	県内に本店を有する事業者か。	1
	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
	<p>障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。</p> <p>障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、</p> <p>障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。</p> <p>「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p>	1
	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、	1

	<p>登録を受けているか。</p> <p>国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証</p> <p>一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録</p> <p>特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</p> <p>一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</p>	
合計		100

- (3) 審査の結果は、企画提案書の提出があったすべての者に書面にて通知する。
- (4) 審査の経過等、審査に関する問合せには応じない。

11 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、産業立地課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

12 その他注意事項

- (1) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等の書類について、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (3) プロポーザルの参加に係る経費（提案書の作成等）は、参加者の負担とする。
- (4) 採用した場合でも、業務実施過程において協議の上、その内容を変更する可能性がある。